

荒木特許事務所

## ゴマメ通信

(201503号)

発行人：発明を育てる会（千葉発明研究会）<sup>きまいりやく</sup>肝入役  
 荒木特許事務所 弁理士 荒木 昭 生  
 住 所：（千葉本室）  
 〒 261-0004 千葉市美浜区高洲2-7-5-103  
 Tel./fax043-245-8721 Email:a-araki099@nifty.com



H27. 4. 4 撮影

写真は、「旭山桜」というベランダの鉢植えの桜である。どこかの店舗から20年ほど前に買って来たもので、毎年花を咲かせている。余り手入れもせず、水と若干の油粕だけで毎年花を咲かせてくれる。ゴマメも見習いたいものである。

この通信は、知的財産関連情報や時に感じる話題に関して、筆者のゴマメが自己の知人や友人に気の向くままに発信する一種のエッセーである。ゴマメの生存の証に「ゴマメの戯言」としてご笑覧くだされば幸甚です

### 花祭り

海岸沿いに住んで居るゴマメは、今年はずいぶん住居近くで積雪を観る機会は無かったが、4月8日は成田空港近くには降雪があり少し雪が積ったようだ。4月8日と言えば、お釈迦様の誕生を祝う「花祭り」の日である。小学生の頃、一升瓶を風呂敷に包んで近くのお寺に甘茶を貰いに行ったものだ。お釈迦様に竹柄杓で甘茶をかけてお参りをし、熱々の甘茶を瓶に詰めて貰って帰るのが楽しみの一つであった。ゴマメの生家の庭にも藪の中に甘茶の木が自生しており、この通信の201001号にもその写真を掲載した。

### 切り餅特許侵害事件

今朝(4/11)の新聞報道によれば、越後製菓と佐藤食品工業との「切り餅特許侵害事件」で、東京地裁は佐藤食品工業の商品が越後製菓の特許を侵害すると認め、佐藤食品工業に約7億8千万円の支払いを命じたそうだ。

別の商品では、既に佐藤食品工業の切り餅は越後製菓の特許を侵害していないとした東京地裁の判決を覆した高裁の判断を最高裁も支持して佐藤食品工業の越後製菓に対する特許侵害は確定している。

判決内容を確認したわけでは無いが、特許発明の技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定められるとはいえ、その用語の意味は明細書や図面の記載を考慮することになっている。したがって、問題となった商品の構成が特許製品と似た目は異なっても特許侵害と判断されたのは、その明細書の記載に起因したのではないと思われる。

どちらかと言えば、図面の記載に目が移り勝ちであるが、特許明細書の記載には僅か一言で裁判所の判断をも覆す万金の重さがあることをゴマメも肝に銘じておかねばならない。

### 発明の日と幻の特許法

4月18日は発明の日である。明治18年(1885年)4月18日に公布された実質上我が国最初の特許法である「専売特許条例」を記念して設けられたものである。これは、先発明主義を採用し、特許権の存続期間は最高15年であった。(吉藤幸朔「特許法概説」参照)

ところが、明治4年(1871年)には、既に我が国最初の特許法である「専売略規則」という特許法が設定されていたのである。これは、19条からなり、先願主義を採用し、存続期間の延長や料金納付の猶予も認めていた現行法に近い進歩的な制度を含むものであったが、運用上の問題と国民の理解が得られず、施行が中止されたのである。したがって幻の特許法と呼ばれている所以である。

なお、意匠法は明治21年に、実用新案法は明治38年に、商標法は特許制度よりも早い明治17年に制定されている。